

## 1 白根農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画等の変更について

## 1 変更の概要

(1) 変更種別：除外

(2) 変更概要

付図 番号	除外箇所	除外前の 用途区分	農用地区域からの除外理由	除外面積 (登記地目)	除外後 の用途
—	南区上八 枚字大田 1907 番地	農用地	法第 13 条第 2 項該当 具体的理由：住宅建設のため	330 m <sup>2</sup> (畑)	住宅用地

## 2 変更理由

## 【経済情勢の変動その他情勢の推移】

新潟市南区庄瀬地区において、住宅の建設を行うものである。

申出者は、南区庄瀬地区に妻・長女・次女・母の 5 人で生活している。現在の住宅は、県道と市道の交差点角地にあるが、交通量が多いことと、近隣に工場があるため大型車両も頻繁に行き来し、道路の歩行や横断では大変危険な場所にある。住宅は道路に近いことから、冬期の除雪作業も非常に危険を伴っている。子供たちの今後の通学などを考えると、現状の住宅環境では危険を伴うことが多く、安心して生活を送ることができない。安心して生活を送るため及び今後は子供部屋も必要となるが、現在の場所では増築ができない。また、近くには高齢の叔母が 1 人で生活しており、これから生活の上で介助が必要になるので、いつでも駆けつけられる場所で生活する必要があることから、以下の要件を満たす住宅建設用地を確保するものである。

- ・冬季の安全を確保できる場所。
- ・子供たちの通学などの安全確保と教育環境が変わらないよう、庄瀬小学校区内で検討する。
- ・高齢の叔母の生活介助ができるよう、叔母宅の近くであること。

こうしたことから、庄瀬小学校区内で叔母家族の自宅の近くにおいて、当該開発に必要な規模の土地を確保しようとするものであるが、計画地周辺には市街化区域がなく、また、白根農業振興地域の農用地区域以外の土地についても、適地が存在しないため、農用地区域内の土地を利用せざるを得ず白根農業振興地域整備計画を変更し、住宅建設用地を確保するものである。

## 3 変更箇所位置図及び詳細図

【位置図 1】 および 【詳細図 1】

4 変更箇所に係る農林水産事業実施状況 (事業実施中及び事業完了年度の翌年度から起算して 8 年未経過のもの)  
該当なし

## 5 当該変更の経過

日付	事項
H28. 5.18	白根農業振興地域整備計画変更案に係る事前相談等申出書 県提出
H28. 6.20	白根農業振興地域整備計画変更案に係る事前相談等申出書 県回答
H28. 7.14	白根農業振興地域整備計画変更案に係る11条公告・縦覧開始
H28. 8.12	白根農業振興地域整備計画変更案に係る縦覧終了（意見書提出なし）
H28.10.11	白根農業振興地域整備計画変更案に対する異議申出期間終了（異議申出なし）
H28.10.24	白根農業振興地域整備計画変更案に係る法定協議 県提出
H28.10.25	白根農業振興地域整備計画変更案に係る法定協議 県回答
H28.11.11	白根農業振興地域整備計画変更に係る12条公告（農振除外）